(目的)

(定義)

第1条 本要綱は、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受け依然として厳しい経済情勢にある中、消費喚起による地域経済の活性化を図るため、紙及び電子のプレミアム付き商品券を発行する事業の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。

- (1) 商品券 名古屋プレミアム付き商品券事業の目的を達成するために、本市が発行する紙商品券及び電子商品券の総称をいう。
- (2) 事務局 名古屋プレミアム付き商品券事業を実施する事務局をいう。事務局は本市及びプレミアム商品券事業実行委員会の指示に基づき、本市が業務委託をする事業者が運営を行う。
- (3) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として利用される物品の購入若しくは借受け又は役務の提供(第11条第4項に規定する取引を除く。)をいう。
- (4) 参加店舗 次号に定義する特定事業者が特定取引を行う場所として、事務局に登録 した名古屋市内の店舗をいう。
- (5) 特定事業者 参加店舗の申込みを行い、商品券事業に参加登録した事業者をいう。
- (6) 購入希望者 商品券を購入しようとする者及び購入を代行される者をいう。
- (7) 購入申込者 第4条第1項に基づき商品券の購入を申込した者をいう。
- (8) 購入対象者 商品券を購入する権利を有する者をいう。

(事業)

第3条 本事業は次に掲げる商品券事業とする。

区			分	紙商品券	電子商品券	
名			称	名古屋で買おまい★ プレミアム商品券2025	金シャチマネー2025	
発	発 行 者 名古屋市			屋市		
販	売 対	上 象	者	名古屋市内在住者(名古屋市内に住民登録を有する者)		
発	行	総	額	152億8,800万円	65億5, 200万円	
発	行	П	数	117万6,000口	50万4,000口	
一口当たりの構成			構成	1,000円券13枚綴り 額面総額13,000円(うちプレミア ム分3,000円)	13,000円(うちプレミアム分3,000円)	
販	売	価	格	10,000円		
プル	プレミアム率		來	30%		

(商品券の購入申込等)

- 第4条 購入希望者及び購入希望者の代行者は、紙商品券または電子商品券のいずれか一 方を選択して、専用ウェブサイトにて申込を行わなければならない。ただし、紙商品券 の申込はハガキを用いることも可能とする。
- 2 商品券の購入申込は、購入希望者1人あたり、最大5口までとする。

(代行による商品券の購入申込)

第5条 前条の規定による申込を代行できる者は、同居の親族その他身の回りの世話をしている者に限る。

(購入対象者の決定)

- 第6条 事務局は購入申込者の申込内容を確認し、当選候補者を決定したうえ、購入対象者を確定する。
- 2 購入希望者が、複数件の申込みを行っていると事務局が判断した場合は、最初に申込 みのあったもの以外を無効として扱うこととする。ただし、不備の修正と認められる場 合はこの限りではない。
- 3 購入申込者の申込内容の確認にあたっては、購入申込時の申告により確認することとする。ただし、事務局が必要と判断した場合は、購入申込者に対し必要な資料を求めることができ、購入申込者は調査に協力しなければならない。また、本市は必要な場合、住民登録等の情報を調査するものとする。

(購入対象者の抽選等)

- 第7条 購入申込口数が発行口数を超えた場合は、抽選により購入対象者を確定する。
- 2 購入対象者は、購入申込の時点において、名古屋市内に住民登録を有するものに限 る。
- 3 商品券の購入方法等の案内の通知は、購入対象者(抽選を行った場合における当選者)に対してのみ行うこととし、購入申込時に申告のあった購入希望者の住所への郵送をもって行う。なお、購入対象者に通知が到達しない場合は、商品券を購入する権利は無効とする。

(商品券の販売)

- 第8条 事務局は購入対象者に対し、購入対象者が申込時に選択した購入方法により、次のとおり商品券の販売を行う。ただし、追加販売を行う場合は、事務局が指定する方法によることとする。
 - (1) 紙商品券 窓口販売または送付販売。窓口販売にあたっては、購入対象者の申込時 の希望に基づき、事務局が窓口を指定する。
 - (2) 電子商品券 事務局が指定するアプリ内にて販売を行う。

(商品券の購入方法等)

- 第9条 購入対象者は、事務局が通知した方法により、事務局が指定する期日までに商品 券を購入することができる。
- 2 前項に規定する期日までに購入が行われない場合、商品券購入の権利は無効とする。
- 3 購入した商品券は、第13条第2項により無効とした場合を除き、返品することはでき

ない。

(商品券の利用方法)

第10条 紙商品券は冊子より切り離しをしたうえ、紙のまま利用する。電子商品券については、事務局が指定する方法で、スマートフォンアプリ内に商品券の金額をチャージし利用する。

(商品券の利用範囲等)

- 第11条 商品券は、参加店舗においてのみ利用することができる。
- 2 商品券の利用期間は、令和7年10月14日から令和8年1月31日までの間とし、利用期間を経過した商品券は無効とする。
- 3 商品券は、交換、転売その他の現金化及び第5条に定める代行できる者以外への譲渡・権限付与を行うことができない。ただし、紙商品券については、商品券購入後に購入者が死亡した場合、相続人が商品券を使用できるものとする。
- 4 商品券は、次の各号に掲げる物品の購入若しくは借受け又は役務の提供を受けるために利用することはできない。
 - (1) 出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等)
 - (2) 有価証券、他の商品券、ビール券、図書券、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
 - (3) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこの購入
 - (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
 - (5) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払い
 - (6) 現金との換金、売買、金融機関への預け入れ
 - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) (以下「風営法」という。)第2条に規定する営業に係る支払い
 - (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - (9) その他本市が指定するもの

(利用者の責務)

第12条 商品券の利用者は、本要綱の内容を十分に理解し、本要綱に同意したうえで利用 すること。

(損害賠償等)

- 第13条 次の各号該当事由を認めた場合、また、本事業に損失を与えたときは、本市は名 古屋市負担分に相当する金額の違約金を請求することができる。ただし、当該違約金は 民法(明治29年法律第89号)第420条に定める損害賠償額の予定ではない。
 - (1) 名古屋市に住民登録を有しないにもかかわらず商品券を購入した場合
 - (2) 購入申込の申請事項を偽って不正に購入又は利用した場合
 - (3) 商品券を他人に交換又は売却し、利益を得た場合
 - (4) 商品券を担保に供し、又は質入れを行った場合
 - (5) 参加店舗に係る申請事項を偽って不正に登録した場合

- (6) 商品券の自己取引や架空取引を行った場合
- (7) 詐欺等の犯罪に結びつく行為を行った場合
- (8) その他本要綱に反する行為を行った場合
- 2 前項各号に該当した場合、事務局は当該商品券を無効とすることができる。 (参加店舗の申込資格)
- 第14条 参加店舗の申込資格は、名古屋市内で小売業・サービス業等を営む店舗であり、 かつ、個人(消費者)が利用する店舗とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる店舗は参加店舗の対象外とする。
 - (1) 風営法第2条に規定する営業を行う事業者
 - (2) 特定の宗教・政治団体と関わる事業者又は業務の内容について公序良俗に反する事業者
 - (3) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下この項において「暴力団」という。)の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。)であると認められる事業者
 - (4) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる事業者
 - (5) 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。)を利用するなどしていると認められる事業者
 - (6) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営 に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団 の維持運営に協力し、又は関与していると認められる事業者
 - (7) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事業者
 - (8) 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる事業者
 - (9) 第11条第4項に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗
 - (10) その他本事業の目的に照らして本市が不適当と判断する者

(参加店舗の登録手続き)

- 第15条 参加店舗の登録を希望する事業者は、専用ウェブサイトからの申込み又は事務局 において作成する申込用紙による申込みを行わなければならない。
- 2 事務局は前項の規定による申込みがあったときは、当該申込みを行った店舗が前条第 1項に定める申込資格を有するとともに、同条第2項各号に掲げる店舗に該当しないこ とを確認のうえ、参加店舗とする。

(参加店舗の登録料)

第16条 参加店舗の登録料は無料とする。

(特定事業者の責務)

- 第17条 特定事業者は次の各号に掲げる事項を遵守すること。
 - (1) 商品券の利用において、第11条第4項に定める取引を行わないこと
 - (2) 特定取引の対象となる取引において、商品券の利用を拒否しないこと
 - (3) 利用者が商品券で購入した商品等を返品する際は、現金及び電子マネー等による返金は行わず、代替品等との交換とすること。ただし、特定事業者が代替品等との交換を行うことができないと判断した場合は、この限りではない
 - (4) 商品券の不正利用等の疑いがあるときは、事務局に報告すること
 - (5) 商品券の取り扱い方法については、レジ担当者をはじめ商品券を取り扱うすべての 関係者に周知すること
 - (6) 決済を行う際は、その決済金額が決済画面に正しく入力されているかどうか確認すること
 - (7) 事務局が配付するステッカー、ポスター等を利用者の見やすい場所に掲示すること
 - (8) やむを得ない事情がない限り商品券が利用できる期間中においては、継続して参加 店舗において特定取引を行うことについて同意すること
 - (9) 参加店舗の登録事項の変更や登録を取り消す必要がある場合は、速やかに事務局まで届け出ること
 - (10) 特定事業者、参加店舗の従業員等の関係者が商品券を購入した場合において、当該商品券を当該参加店舗での直接換金、商品仕入れ等への利用は行わないこと
 - (11) 本要綱を遵守し、商品券を適正に取り扱うこと
 - (12) 申込み内容や、特定取引に疑義が生じた場合は、調査に協力をすること (参加店舗の登録の取消し等)
- 第18条 参加店舗において本要綱に違反する行為及び第14条第2項各号に該当すると認められた場合は、事務局は換金の拒否、参加店舗登録の取り消しを行うことがある。 (換金方法)
- 第19条 事務局は、商品券の区分毎に次のとおり換金をするものとする。
 - (1) 紙商品券 特定事業者が使用済み商品券を事務局へ送付し、事務局は実施期間中、合計 7 回の換金をするものとする。
 - (2) 電子商品券 特定事業者が換金するための申請は不要とし、事務局は月2回程度換金するものとする。
- 2 前項各号による換金は、第 15 条の申込みにより登録した口座へ行う。なお、換金に係る手数料は事務局が負担するものとする。

(事務局の責務)

- 第20条 事務局は、次に掲げる事項を遵守する。
 - (1) 購入対象者が商品券を購入した際に事務局に支払った売上金は、換金のために利用すること

- (2) 商品券の発行記録を残すこと
- (3) 上記の各号のほか、本事業に必要な運営管理を行うこと

(紛争の解決)

第21条 商品券の利用に際して、特定事業者と利用者との取引に関する苦情又は紛争が生じたときは、当事者間でこれを解決するものとし、本市は一切責任を負わない。

(その他)

- 第22条 商品券の購入申込口数又は商品券の購入口数が、発行総口数に達しなかった場合は追加販売を行うことがある。
- 2 商品券の盗難・紛失、滅失または偽造に対して、本市は一切責任を負わない。
- 3 本要綱に記載のない事項、又は、定めのない事項に関しては、本市がその対応を決定 する。
- 4 本事業において本市が必要と認める場合は調査をすることができる。また、捜査機関から照会があった場合、本市が収集した購入希望者及び特定事業者に関する情報を提供することができる。

附則

この要綱は、令和7年5月14日から施行する。